

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年7月22日（金） 16：30～18：56

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：細野大臣（内閣府）、園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、坪井審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本本部長代理（東京電力株式会社）

* 文中敬称略

○司会

ただ今から政府東京電力統合対策室合同記者会見を開催いたします。本日細野大臣は公務のため遅れて到着いたします。また6時30分頃退席しますのでご承知おきをお願いいたします。それでは式次第に従って進めます。最初は環境モニタリングの状況についてです。まずは東京電力からの説明です。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本でございます、それでは当社から3件ご報告させていただきます。1件目は空気中の放射性物質の分析結果になります。資料のタイトル申し上げますと「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について第119報」になります。こちらは発電所の西門、それから第二原子力発電所のモニタリングポストの1番、それから3号機窒素封入時に3号機からみて風下にあたる場所を毎日サンプリングしているものでございます。測定結果につきましては1枚目の裏面をご確認ください。MP8付近でセシウム137が0.00倍ほど見つかっております。それから2枚目のところに各測定点での分析結果をグラフ化させていただきました。なお本日から1枚目の裏面の注の3でございますけど、NDが増えてきましたので検出限界値に関しまして記載させていただいております。例えば主要3核種の揮発性ヨウ素131に関しましては約 3×10^{-6} のマイナス6乗といったところがNDの値となります。続きまして海水からの状況です。資料のタイトル申し上げますと「福島第一原子力発電所付近の海水からの放射性物質の検出について」ということでサブタイトルが第121報になります。分析結果につきましては裏面をご確認ください。天候の関係で福島第二の北放水口と岩沢海岸付近の2点のみとなっております。経時変化につきましては2枚目のグラフをご確認ください。それから3件目が茨城県沖の状況でございます。「茨

城県沖における海水中の放射性物質の核種分析について続報 17」になります。こちらは茨城県沿岸 3 キロ地点で 5 箇所ほど測定行っておりますけれども裏面をご確認ください。7 月 19 日は天候の関係で葉先海岸沖合 3 キロの上層と下層の 1 箇所、2 点のみの測定でございますが、いずれも ND という状況でございます。東京電力からは以上でございます。

○司会

文部科学省からの説明です。

○文部科学省

文部科学省の坪井でございます。環境モニタリングの結果についてという資料をお配りしています。まず全国的な調査ということで都道府県別の環境放射能水準調査の結果、全国の大学の協力による空間放射線量の測定の結果、これらについては大きな変化ございません。定時降下物と上水でございますがちょっと台風に伴う雨の影響かもしれませんが関東の中で検出限界以下ではないという値が検出されているものがございまして、いずれも小さな値とでございます。また発電所周辺の空間線量率、積算線量の結果、ダストサンプリング等の結果については大きな変化ございません。また今回 49 ページからですが福島県の方で測定をしたものでございまして、ご覧いただけますと河川、それから湖沼、ダム貯水池、ここについては水だけではなくて底、農業用のため池、地下水などの測定データが提供されておまして、文部科学省からもこれをホームページに載せているところでございます。あと海洋関係のデータもございまして特に変化があるものではございません。あと昨日ありました件ですが、専門家を地元の方のいろんな説明に派遣をしてやるということについての関係でございますが、昨日ご紹介できなかったのですが日本原子力研究開発機構の方では 7 月 12 日にプレス発表しているものでございますけれども、福島県内の小中学校や幼稚園、保育園の児童園児の保護者や先生方を対象にして放射線に関する質問に答える会ということで申込まれたところに専門家を派遣するという活動を始めているということがありまして、7 月から 11 月ぐらいまでを予定してやっていくということでございます。文部科学省からは以上でございます。

○司会

続いて原子力安全委員会からの説明です。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤です。私の方からは7月22日付原子力安全委員会の環境モニタリング結果の評価についてという1枚の紙の裏表にコピーしている資料と、参考資料ということで1枚目が福島県の地図になっているものを用いて説明します。資料の1の空間放射線量、2の空气中放射性物質濃度については特段大きな変化ございません。

4の環境試料の関係ですけれども、参考資料の17ページをご覧くださいますと、東京電力の方で試料を採取いたしました発電所周辺と茨城県沿岸の海水からの放射性物質の分析結果でございます、発電所周辺の3番4番で若干セシウムが出ていますが濃度限度以下であるということでございます。それから参考資料1枚めくって18ページです。これは発電所周辺での海底土からの放射性物質の分析結果でありまして、そこに示すような値でセシウムが検出されているということでありまして、その5番と15番のポイントについてはヨウ素、セシウムの分析が今回初めて行われているという状況であります。

資料の5の全国の放射能水準調査は特段大きな変化ございません。上水で茨城県について7月20日に採取されたサンプルからはセシウムが0.37Bq/kg出ておりますが摂取制限の指標を十分下回っている値でございます。私からは以上です。

○司会

続きまして各プラントの状況についての説明です。東京電力より説明いたします。

○原子力安全委員会事務局

最後の上水のところ、茨城県と申し上げましたが栃木県、資料の記載が正確でございます。すいません、訂正いたします。

○司会

それでは東京電力から説明いたします。

<プラント状況について>

○東京電力

続きまして東京電力から発電所の状況についてご報告させていただきます。まず、資料のタイトル申し上げますと「福島第一原子力発電所の状況」ということでA4縦の1枚ものをご確認ください。まずタービン建屋の地下の溜まり水の修理ですが、こちらは午前の会見でお話させていただいたとおり、午前7時10分に発電所内の予備変圧器の遮断器が過負荷により作動いたしま

して発電所の中で停電が起こっております。したがってこの影響を受けまして水処理装置に関しては運転が停止いたしました。なお水処理装置に関しては本日午後 3 時 37 分に水処理装置を機動いたしまして午後 3 時 51 分から水処理の方を再開いたしております。再開時の流量は 39m³/h でございます。午後 3 時 37 分に水処理装置を再起動いたしまして午後 3 時 51 分に水処理を再開しています。再開時の流量に関しては 39m³ です。繰り返しになりますが原子炉への注水に関しましてはバッファタンクからの注水を継続しているという状況です。それから併せて水処理関係で 1 つ情報ございますが、サリーの建設といたしますが設備の据え付けを今行っていますが、台風の影響のため吸着塔の搬入が 2 日程度遅れております。しかしながら工程といたしましては 8 月上旬に試運転を開始するという点に関しては大きな変更はございません。続きまして資料の方に戻ってトレンチ、立坑、各建屋の地下のたまり水の状況については記載のとおりです。」その他トレンチ、立坑、タービン建屋の推移については本日会見終了時に最新地をお届けしたいと思います。裏面にまいりまして放射性物質のモニタリングに関してはこの表のとおりです。先ほど海水の状況については申し上げたとおりです。使用済燃料プールの冷却はこちらも本日 7 時 10 分の停電によりまして 3 号機に関しましては 7 時 10 分から 11 時 50 分、共用プールに関しては 7 時 10 分から 10 時 40 分の間、停電のため冷却ができていないという状況でございますが、温度の上昇は大きなものはございませんでした。引き続き循環冷却システムによる冷却を継続中でございます。それから压力容器の注水それから原子炉压力容器の温度、窒素ガスの封入の状況はこの表のとおりです。それからその他の作業でございますけれども、がれきの撤去等に関しては本日これも会見終了時に最新の値をお届けしたいと思います。それから、本日午前中の会見でパックボットによりまして 3 号機の原子炉建屋の 2 階と 3 階の線量測定を実施すると申し上げましたが 1 階から階段をつたって 2 階に行く途中でパックボットのキャタピラーが滑りまして 2 階にいけなかったということで 2 階、3 階の線量測定は行えておりません。原因等については階段のところが湿っていたということと、がれきが多少あってうまく登れなかったということでございます。今後こういった形で線量測定を進めるかについては検討したいと考えております。それから水処理関係でもう 1 点追加がございます。処理の方は 3 時 51 分に再開いたしておりますけれどもバッファタンクのレベルが少し低下しておりますので、こちらに関しては念のため本日午後 5 時ころ濾過水タンクから一旦補給をいたします。なお現在淡水化処理装置の方については停止中ということでございます。続きましてサンプリングの状況です。資料のタイトル申し上げますと「福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含ま

れる放射性物質の核種分析の結果について」ということで7月21日採取分になります。こちらは2号機と3号機の取水口付近で高濃度の汚染水を漏出させたという観点から取水口付近の海水を毎日サンプリングしておりますが、昨日のサンプリング結果は1枚目の裏面の表をご確認ください。経時変化については3枚目から記載させていただきました。昨日は一旦ほとんどの測定点で上昇しておりましたけど、海も落ち着いてきたというところがございますので横ばいになりつつあります。今後も引き続きサンプリングを続けまして状況等を判断したいと思っております。それから、本日、保安院さんの方から二件指示文書を受領しましたのでその報告をさせていただきます。まず皆さまのお手元に資料のタイトルを申し上げますと「当社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価にかかる指示文書の受領について」ということで、いわゆるストレステストの実施に関する指示をいただいております。こちらに関しましては当社は柏崎刈谷原子力発電所、並びに建設中の東通原子力発電所が対象になりますのでこちらの方評価を行っていきまして準備ができ次第、保安院さんに提出していきたいと思っております。それからもう1点が九州電力さんの「玄海原子力発電所3号機の原子炉建屋及び原子炉補助建屋の耐震安全性評価における入力データの誤りを踏まえた対応にかかる経済産業省、原子力安全保安委員からの指示文書の受領について」ということでこちらの方は本日玄海原子力3号機のところで入力データの誤りがあったということで各電力会社、事業者に対してチェック体制について再点検するようにというご指示がございましたのでこちらは8月22日までという期限がございます。これに併せて原子力安全・保安院さんに報告したいと思っております。それから、最後になりますけども、以前ご質問の中で道筋の見直しを公表させていただいた際に、10億Bq/hの算出根拠を教えて欲しいというご質問がございましたので少しお答えさせていただきたいと思っております。こちらに関しましては基本的にこれまで既に本として出ております原子炉発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針、これは原子力安全委員会さんがだされているいわゆる安全解析に関する気象指針、それから発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針を使って計算をいたしております。まず毎時10億Bqという放出でございませうけども、こちらは敷地の境界、西門でのダストが 1.0×10^{-5} のマイナス5乗Bq/cm³という実測値を元に計算いたします。その際に風速は1.0メートル毎秒、それから大気安定度は0、放出減としては地上高ということで、この値をこの気象指針にしたがいまして計算いたしますと、セシウム137で申し上げますと 1.4×10^{-5} の5乗Bqパー秒になります。11.4かける10の5乗Bq秒になります。したがってこの値を2倍することでセシウム134と137の

合計値ということで 2.8 かける 10 の 5 乗 Bq パー秒、これを 3,600 倍して 1 時間当たり 10 億 Bq/h というふうな計算をいたしております。この 10 億 Bq/h という計算を元に今度は線量目標値にかかる評価指針に示される計算方法でこちらを計算いたしますと敷地境界で 1.7mSv パー年という状況となります。こちらの方の計算条件といたしましては、これまで設置許可申請書で記載して公表させていただいている風向、風速、大気安定度の年間平均値を使っての計算ということになります。東京電力からは以上でございます。

○司会

これから質疑に入ります。質問事項は冒頭にまとめて簡潔にお願いします。なお回答に関する再質問はお受けします。質問に際しては誰に対しての質問であるかを明確にさせていただくようお願いします。それでは質問のある方挙手をお願いします。

<質疑応答>

○日経新聞 黒川

Q：日経新聞社黒川と申します。東電の松本さんに教えていただきたいのが使用済燃料プールの冷却で 4 号機の 7 月 20 日時点で 83 度ですが、現在何度ぐらいでこの先 24 日まで一時停止と書いてあるんですが大丈夫なんでしょうか。

A：（東電）4 号機の使用済燃料プールの温度に関してはほぼ 80 度から 90 度台でございます、こちらの方に関しては使用済燃料プールに給水温度の測定を行っております。今のところ水位の監視ができていますので、この温度そのものが高めではございますけれど大きく上昇することはないと思っています。

Q：2 日前のデータですけど現在もそう変わらなくて、あと 24 日まで停止しているが平気だということですか。

A：（東電）はい、温度そのものは多少上昇すると思いますがこれまでの経験から申しますと給水を定期的に行うことで水がなくなっていくということはないと思っています。

○産経新聞 蕎麦谷

Q：産経新聞の蕎麦谷と申します。東電の松本さんにお伺いします。確認なん

ですけれども、停電の方は一応全て15時30分ごろには、電源はほぼ全て復旧したというふうな認識でよろしいのかということと、3号機のプールは大きな上昇は無かったということですが、再開した時の温度は何度だったのかということ、それから本日、バッファタンクへの補給をしたということですが、補給の量は何トンだったのかというのを教えてください。

A：（東電）停電そのものは、本日の午前中でほぼ受電のところまでは復帰をいたしております、最終的に止まっていた機器を再起動させたという意味では、今回の水処理装置が一番最後になっています。15時37分に水処理装置を再起動したということでございます。受電そのものは、午前中の段階で出来ておりましたけれども、設備の点検等踏まえて再起動したのに少し時間が要したということでございます。3号機でございますけれども、3号機のプール水温は午前5時の状況で30.4度でございます、11時50分に復旧した段階では30.1度という状況でございます。温度の上昇は、使用済燃料プール毎時0.3度というような評価でございますし、昨日7時間ほど停電した際も0.2度程度しか上昇しませんでしたので、殆んどこの影響はなかったというふうに考えております。それからバッファタンクの補給でございますが、こちらはやったというよりも今後これから午後5時を目途にバッファタンクの補給を行う予定でございます。

Q：補給量は、まだ特に決まってないんですか。

A：（東電）補給量は、以前ご紹介させていただいたとおり、代替タンクの運用の加減後、2メートル50センチでございます、7メートル程度まで補給いたしますと、先回の実績ですと約600トン程度ということにはなるかと思っておりますが、実績については別途ご報告させていただきたいと思っております。

Q：あと温度は30.1度と、下がったということでもいいですか。

A：（東電）そうです、偶々揺らぎもあるんだと思っておりますけれども、殆んど変化がなかったとみていいと思っております。

○NHK 田辺

Q：NHKの田辺と申します。東電の松本さんにお伺いします。水処理装置の件ですが、まず淡水化処理装置が今、停止中というふうにお話しされてましたが、

これは理由はなんでしょうかとというのが一点目です。二点目ですが処理量が停止前に比べて 37 だったものが 39 に少し上がっていますが、これは何か対策等とられたのでしょうか、理由があれば教えてくださいというのが二点目です。三点目ですが、今回、朝の予想外の停電が起きたという理由なんです、何か理由として分かったものがあったのでしょうかというのが一点と、もう一つ何かそれを踏まえて、部品を交換されたですとか、対策としてとられたもの、マニュアルの変更等、何かありましたら教えてください。以上です。

A：(東電) まず淡水化処理装置に関しましては、こちらは間欠運転を基本的にやっておりますので、いわゆる受け側のタンクの水位が上がってくれば動かすというようなものでございます。今後、こういったタイミングで動かすかについては、ちょっと確認させていただきたいと思います。それから水処理量でございますけれども、今回動かし始めた時は 39m³/h でございますので、暫く此方に関しましては流量が回復したのか、あるいは今後 37 までまた徐々に下がってくるのかについては、少し経過を観察する必要があるのではないかと考えております。今回の停電の際に何か流量低下対策というような作業を行ったことはございません。それから停電の理由でございますけれども、過負荷というふうに申し上げましたけれども、今までの調査の上では、過電流リレーの動作は確認いたしております。それから地絡リレーに関しましては動作してないということでございますので、過負荷といたしましては、過電流リレーの方が動作したということでございます。なぜ今度は過電流リレーが動作したのかについては、まだ引き続き原因を調査しているところになります。なお、今回の復旧に当たりましては、このトリップした遮断器を経由しないラインで受電いたしております。午前中の会見でお配りしたように東電原子力線の方からの受電になりますので、7Bの遮断器は解放したままでの運用になりますので、何か特別部品を交換したというようなことは、今のところありません。

Q：すみません、関連で。過電流リレーが働いたというのは、実際にオーバーカレントが流れたという理解でいいのでしょうか。

A：(東電) 過電流リレーが動作しましたので、こちらの方なぜ動作したのかについて確認したいと思っております。

○共同通信 服部

Q：共同通信の服部です。園田政務官にお尋ねします。IAEAの天野事務局

長が 24 日から日本にいらっしゃるということなんですけれど、現時点で菅総理、細野大臣、海江田大臣と会談する予定等、スケジュール決まっていれば教えてください。あわせて松本さんにお尋ねしますけれど、第一原発の方にも視察に行かれるという事なのですけれど、同行取材が許される可能性があるのかどうか、もしそれが無理であれば、何か取材の機会を別途設けていただくのか、何か予定があれば教えてください。

A：(園田政務官) IAEA の天野事務局長がお越しになるということで、ただ、今の私のところには、何方に会うということのスケジュールは聞いておりませんので、また分かり次第ご報告を申し上げたいと思います。

A：(東電) 東京電力でございますが、IAEA の天野事務局長が福島第一の方を訪問されるということで聞いておりました準備を進めております。私どもといたしましては、小森福島第一安定化センター所長が対応する予定でございます。それから取材の件でございますけれども、引き続き取材に関しましては、これまでと同様ご遠慮いただきたいというふうに考えております。なお、事務局長への取材等に関しましては、私どもではなく政府の方にお問い合わせいただければというふうに思っております。

Q：天野事務局長は、吉田所長との面談というのも予定に入ってますでしょうか。

A：(東電) 今のところ予定としては決まっておられませんけれども、当然、第一原子力発電所に入られるということですので、都合等が合えばお会いすることはあろうと思います。

○：フリーランス 政野

Q：フリーランスの政野です。園田政務官と細野大臣に質問です。先週質問した件で、もしお答えいただいたら恐縮なんですけど、いわき市、飯館村、川俣町の子ども 1,080 人の甲状腺被ばくの調査結果を本人にフィードバックして欲しいという要望が当人たちから出ている件に関して、現地対策本部が検討しなすという状態で止まっているということでしたが、その後どうなりましたでしょうかという点を園田政務官お願いします。それから細野大臣に質問ですが。

A：(司会)

細野大臣は、まだ到着されてないので。

Q：どうも失礼いたしました。そうしましたらその件、もし細野大臣に伺って、聞き及んでいらっしゃれば、お返事いただきたいんですけれども。あわせて福島県民の方々が、避難の権利というものを求め始めているんですけれども、基本認識として現地対策本部の方々に質問を先日されていまして、無用の被ばくを避ける権利が他県の方々と等しくあるのではないかという共通認識を持ちたいといったことに対して、分からないということ現地対策本部の方が答えてらっしゃいました。無用の被ばくを避ける権利というのは、確立したものが無いにせよ常識的には有ると考えておりますが、大臣の見解を願います。それから被ばく防護の考え方として、空間を出来るだけとるという事と、除染ということがいろいろあると思いますけれども、避難をするという考え方というのは最も安全に被ばくを避けることができるのではないか、これも常識的な判断ですが、この件に関して大臣のご見解を願います。それとこれも細野大臣にですが、先日福島原発に関しての情報を一元管理してはいかがでしょうかと、公文書管理に基づいてやったらいかがですかということ園田政務官の方に伺ったんですけれども、その後こちらでも少し勉強しまして、東日本大震災復興対策本部に関しては、その行政文書について管理規則というのが6月24日に定まっています。一元的に管理するという制度、体制が整いました。同様に福島第一原発についても、各省庁に文書がまたがって管理されています。これを一元管理する体制を即刻整えるべきだと思いますがいかがでしょうか。以上です。

A：（園田政務官）細野大臣へのご質問でございましたですね、幾つかは。それについては後ほど大臣6時をめぐりに到着予定でございますので、お伝えしておきます。それから私へのご質問で、先日1,080人の子供の被ばく調査についてということで、飯舘、いわき、そして川俣町の件でございますが、先日もちょっとお答えをさせていただいたんですが、改めて、今現時点で内閣府の原子力被災者支援チームにおいて、検討をまだ引き続き行わせていただいているところがございますので、この点についてはもうしばらくお待ちをいただきたいと存じます。それから、公文書管理法に基づくということでおっしゃっていただきまして、公文書管理法、当然のごとく公文書についても、きちっと管理をしなければならないという形でございますので、当然それは行っておるところでございます。そして一元管理を行うべきであろうということでございますので、その点についても当然ながら、しっかりと行っていききたいというふうには考えております。

Q：すみません、まだ検討中ということだと思っておりますが、調査したのは3月末ですので心配はずっと続くこととなります。官僚を管理するためにも、大臣あるいは政務官の方から期限を設けて、いついつまでに検討しろということ命じるべきではないでしょうか。もう一度お願いします。

A：（園田政務官）当然、個人情報でございますので、そういった方々の皆さん方に出す方向で検討はさせていただいております。そして、またその状況の中で、今副長官すなわち、ごめんなさい、福山副長官ですね、のもとでこれをしっかりと今検討させていただいているというふうになっております。いずれ、大臣も含めてその結論が出るというふうに思っておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと存じます。

○月刊ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋と言います。松本さんに伺いたいんですけど、勸奨地点ですね、伊達とそれから南相馬ですけど、仮払いの100万円というのは既に払われてるのかどうかということですね、払われてるというのはいつの段階で払っておられるのかそれを伺いたいと思うのです。それから、6月16日にいわゆる本部で決定されたのが、現地の交渉で伊達の方は6月末、南相馬はそこから3週間遅れたわけなんですけど、これ遅れた理由ってのはもちろんいろいろな交渉があったと思うんですけど、それについては政務官、どのようにご認識いただいているのかということなんですけど、実際伊達の方は恐らく3割ぐらいが動くことを決めているというふうに私は聞いてるんですけど、今現在よく分かりませんが、南相馬もすぐに動いてくれるかどうかということも含めまして、その辺の問題についてどうお考えになっているのかと伺いたいと思います。

A：（東電）東京電力でございますが、ちょっと伊達、南相馬の仮払いがどれくらい進んでいるのかという内訳についてはちょっと確認させてください。総件数といたしましては、本日現在で5.4万件の振り込みを行っているという状況でございます。

Q：要するに市の方に伝達があった段階で、指定された所にお金が払われるという仕組みでいいんですか。勸奨地点についても。

A：（東電）ちょっと確認します。

A：（園田政務官）遅れた理由についてどのように考えるかというお問い合わせでございますけれども、やはり避難住民の皆さん方のお気持ちを考えますと、素早くそれに真摯に対応するというのが当然のことだろうというふうにもっておりますので、そういった点では新チームの方々ともしっかりと意見交換をさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、遅れてしまったことについては大変申し訳ないというふうには思っています。

Q：現地の方の考え方っていうのは、ご案内という15日前後から1週間ぐらいこれは多分毎時50 μ Svぐらいだったと僕は思うんですけどね。今の現状からしたら、その全てではないけれども、ほとんど危機がなくなった後に言ってこられるから、南相馬の方も、伊達はやったけど同じように住民を守ってるわけですから、同じようなレベルですぐに乗ってくれると思うんですけどね、なんでこんな3週間も同じような地域で遅れてしまうのかっていうのは、すごく疑問なんですけど、現地では明らかに遅いと。動かれる方も基本的にお金が払われるというか補償の問題で動くというような発想をされてる人も多いわけなんですけど、その辺の問題はどういうふうにお考えですかね。

A：（園田政務官）お金の問題で遅れるということなのか、あるいはまた体制的なもので遅れるという点もひょっとしたらその中にはあったかもしれないというふうには思っておりますので、そういった点ではトータルでしっかりとした体制が地域によっては少しばらつきが出てしまったのではないかなというふうには考えてます。したがって、そういう伝達であるとか、あるいはスキームとそしてまた人員体制というのは、やはりあらかじめしっかりと自治体の皆さん方とも、事前に調整をしておかなければならないのかなというふうに思います。

○フリー 木野

Q：フリーの木野と申しますけれども、園田政務官に。先ほどの飯舘村のフィードバックの件なんですけれども、時間がかかっている理由を教えてくださいませんか。何を検討されてこれだけの時間がかかっているのでしょうか。それから、同じく園田政務官に。これも以前お伺いしたことなんですけれども、現状の炉心、水を注入している状況で、圧力容器の下部の底部の温度が100℃以下になるというのは、いつ頃になるという試算をされているのでしょうか。その状態で安定するのはいつ頃というふうに試算されてるのでしょうか。細野大臣いらっしゃってからで結構なんですけれども、現状の状態が安定してい

るのでというようなお話が以前ありましたが、昨日今日汚染水の処理装置が長い時間停止したり、停電を予測していなかった状況での停電等というのを考えると、この状況を安定しているというのはどうかというような、個人的には思うのですが、この点の今の現状の認識というのをお伺いできればと思います。それからもう1点、これも細野大臣いらっしゃってからと思うんですが、今日保安院の方から、玄海原発の方での計算ミスのお話が発表がありましたけれども、そもそも保安院の役割として、向こうから出てきた数字を外の機関に丸投げをして、それを出てきてその外の機関から、合ってるとか間違ってるかというものをそのまま出すだけであれば、役割として何なのかなという疑問が非常にわくのですが、この点の保安院の役割の認識というのをどういうふうにお考えかというのをお伺いできればと思います。お願いいたします。

A：(園田政務官) まずは私の方から。検討の内容について、どの辺がまだ検討になってるのかということでございました。その点については、大変申し訳ございません。副長官のところにも、今一元化されておりますので、ちょっとその内容について今私が、今の段階でする状況ではないものでございます。いずれにしても、当然ながら個人情報でございますので、その方の権利、アクセス権というものは当然ながらあるというふうに一般論としては私も思っておりますので、当然そちらの方向で検討は進められているものだというふうに思っております。それから、圧力容器の底部の部分が100度以下になるのはいつぐらいをめどにしているのかということでございますが、先日もお伝えをさせていただきましたけれども、このステップ2の最終的な目標であります冷温停止状態というところに、ここにもっていきたいというふうに考えておりますので、ステップ2の期限でいきますと、3ヶ月から6ヶ月の間でということで、ここの部分の目標達成をしまいたいというふうに考えています。

Q：そうしましたら、お願いなんですけど、副長官の方にどういった内容で検討されてるのか確認していただけないでしょうか。一体全体何をそれほど時間がかかっているのか。

A：(園田政務官) 分かりました。確認をしておきます。

Q：それとですね、100度以下の3ヶ月から6ヶ月という計算の根拠というのを示していただいて、先日公表できるかどうか検討というお話がありましたが、

その後のその検討の状況がどうなったかとか、というようなのを教えていただければと思うんですが。公表していただけるのか、いただけないのか。

A：（園田政務官）私もお出しする方向で検討を今させていただいてますので、そんなに隠し立てする情報ではないというふうに思っております。したがって、用意でき次第お伝えをしたいというふうに思ってます。

Q：細野さん、ごめんなさい1つだけ保安院に。今日の玄海の計算ミスなんですが、保安院の寺坂院長は会見の予定っていうのはこの件に関してはないのでしょうか。

A：（保安院）本件についてはございません。それから先ほど細野大臣へのご質問でございましたけれども、丸投げというお話がありましたが、こういった評価は保安院の審査官の評価と確認と、それから外部専門家による確認と、それからこれも部分的にといいますか、原子力基盤機構にクロスチェックしていくという、そういった主に3本立てでやっております。

Q：そうすると保安院の方での計算では、おかしい点はなかったということでしょうか。

A：（保安院）保安院は、このデータのクロスチェックと言っておりますけれども、クロスチェックについては、この原子力安全基盤機構に依頼をしてやってるということがございます。

Q：ですので、そのクロスチェックの中では保安院自身では再計算というのはされないのでしょうか。

A：（保安院）この件についてはしておりません。審査の中では、その計算結果といえますか、評価結果がその他の評価結果と比較してどうかという、そういった目でものを見て判断しておりますけれども、いわゆるそのクロスチェックという行為は、コードをもって解析コードも使ったりしますので、基本的には原子力安全基盤機構に依頼をしております。

Q：以前炉心の解析をされた時は保安院の方でされたと思うんですが、今回の耐震のそういった安全審査の基準に関してのチェックというのは保安院自身

ではされないということによろしいんですか。

A : (保安院) 炉心の評価も、原子力安全基盤機構に依頼をしてやっております。

○NHK 石坂

Q : NHK の石坂と申します。すいません松本さんにお尋ねしたいんですが、今日のトラブルの件で、先ほど過電流リレーの可能性ということをおっしゃっていたんですけども、一体どういうことが起こって、起こりうる理由として考えられるものはどういったことなのかということをお尋ねしたいのと、それからその原因として、今その原因を調査しているということですが、どういふふうに調査しているのかということをお教えください。それから、共用プールの温度は特に変わらずと書いてあるんですけども、数値は特にないんでしょうか。お願いします。

A : (東電) 過電流リレーと申しますのは、設定している電流の値よりも大きい電流が流れた場合に、いわゆるトリップと言いますか、停止信号を出すリレーでございます。こちらに関しましては、原因としては実際に設定値を超える電流が流れたということを検知したか、若しくはリレーそのものが誤動作をしたということでないかというふうに考えています。この点に関しまして現在調査を進めているという状況でございますので、ちょっと結果につきましてはしばらくお時間をいただければというふうに思っています。共用プールの水温ですけども、こちらは午前6時15分の時点で34℃、電源が復旧いたしました10時40分の時点で33℃でございました。先ほどと同様、温度が下がってるように見えますけども、こちらはプールを循環させていますので、ゆらぎの範囲内ではないかというふうに思っております。

Q : すいませんそうすると、まだ遮断器が駄目だったのか、若しくは他の部分が駄目だったのかというのは特定は至ってないということですか。

A : (東電) 遮断器本体というよりも、遮断器を動作させるリレーの不具合ということで今調査を進めています。

○日経新聞 柏原

Q : 日経新聞の柏原と申します。東電の松本さんに2点お尋ねしたいんですけども、1点は、結局電源が5時間弱止まっていたことになると思うんです

が、電源の切り替え工事以外でこういうトラブルで電源が止まったというのはこれまでにあったのでしょうか。教えてください。あともう1点、午前中のレクの時に、外部電源は複線化したけれども、切り替えは手動なのである程度の切り替えに時間がかかるというお話だったんですが、今回5時間弱で復旧したこの5時間弱というのはほぼ予定どおりだったのでしょうか。あと、今後同じような電源トラブルがあった場合にも同じぐらいの時間がかかるか見ていいのでしょうか。お願いします。

A：(東電) まず、電源の停止時間でございますけれども、7時10分に停電いたしまして、電源系の復旧といたしましては11時50分になります。実際にいわゆる受電できる状況になったということで考えますと11時50分になりますので、都合トータルでいたしますと、4時間40分というのが事実上の停電の時間帯になります。したがって、この時間でございまして、今回電源の信頼性強化ということで、複線化ということで他のラインから受けられるようにしてるところでございますので、4時間40分程度での復旧になったものになります。この時間が長いか短いかについては、やはり複線化の準備ができていない状況から考えますと、短い時間で復旧できたのではないかというふうに思っております。今回は停電の範囲がたまたま他の受電ができていなかったところもございまして、そういう意味では停電の影響を確認する範囲が広がったということでございます。それからもうちょっと停電の話をお話しますと、7時10分に停電、当該の朝お示しした予備変圧器のところの電源は停電いたしましたけれども、東電原子力線からの受電は9時26分に行われております。したがって、いわゆる受電そのものはこの時間帯で完了できたということになります。当時福島第一の時には、事故が発生した時には電源盤そのものが故障いたしまして、こういった受電が思うようにいかなかったということもございまして、そういった改善はかなり図られているのではないかと考えております。今後更に短くできるかというようなところですか、運用のやり方で何か改善できることはないかというところを考えていきたいというふうに思っています。それから、停電が他にあったかにつきましては、記憶が定かではございませんけれども、停電は過去にもあったと思いますのでちょっと確認したいと思います。

○毎日新聞 河内

Q：毎日新聞の河内と言いますが、保安院の森山さんにお尋ねしたいんですけども、今日発表にあった玄海の3号のデータの入力ミスなんですけども、先ほどの話だと保安院とかJNESとか、専門家によってクロスチェックしながら

データの間違いが無いかというのをチェックしておられるというお話だったと思うんですけれども、今回それをやったとしてもこういう誤りを見抜けなかったということなんですけれども、これを受けて何か対応策、こういうことを、要するにミスを逃さないような再発防止策とか、保安院として何か取る方法というのはあるんでしょうか。

A：（保安院）まず先ほど申し上げたのは、これは耐震バックチェックの評価でございまして、その審査の中でももちろん保安院が中心に責任を持ってやりますが、その過程で原子力安全基盤機構に、クロスチェックを行ってもらったり、あるいは専門家の意見を聞きながら専門家の目でも見ながらやっているということでございまして、また今回の玄海 3 号の最終報告ですけれども、まだあのそういう専門家にお聞きするという段階ではなかったんですけれども、クロスチェックをやっているプロセスで出てきたということでございます。それからこれはこういう入力ミスというのをどう見つけるかというのは、大変昔からあってですね、非常に規制機関側として、様々な改善をしなければいけないところでありますが、我々の基本的な手法は先ほどもちょっと申し上げましたけれども、まず過去にいろんな審査の経験がありますので、それとどういう違いがあるか傾向分析ということと同時に使えますが、そういった点とか、正にクロスチェックという手法を使ったり、専門家による評価の全体としての問題がないかどうかという目で見ていただくとか、ということをやっております、できるだけそういうクロスチェックというどうしてもコンピューターコードを使って計算しますので、そのクロスチェックということ、特に新しい技術ですとか、そういうものが入ったところについては、しっかりとそういうものを見ていただくということではないかなと思っています。

Q：その最新のバックチェックの関係ではこういうことは、業者の方から報告があつて発覚したという形になるんでしょうか。

A：（保安院）いえ、今回の件は九州電力から出てきた報告書を保安院が確認する過程でその一部を、一部といいますか原子力安全基盤機構にクロスチェックをしていただいたと。その中でデータに問題がありそうということが分かったのでそれを保安院から九州電力に確認をしていたと。それが今日やはり間違いでしたという報告があつたと。こういう流れでございます。

Q：その流れ的にはクロスチェックで出していたところで誤りを見つけたとい

う。

A : (保安院) そのことです。

○エネルギーと環境 清水

Q : えっとエネルギーと環境の清水っていいます。環境モニタリングの結果の評価のペーパーでちょっと原子力安全委員会と園田政務官に伺いたいんですが、その一つはここへ書いてある計画的避難区域とするほどの地域的な広がりが見られないというこれをちょっと具体的な中身というか、それが一点とですね。それから三つのいままで指定されてる避難区域と、この特定避難勧奨地点というのは、どういった違いがあるのか特に 20mSv を超えるということにおいて、いろんな程度があると思うんですけども、その辺をどういう具合に解釈してるのか、それから今後もこの特定避難勧奨地点というのは指定されてくる可能性が当然あるんだろうと思いますが、それがその見通しなり、見方というのがそれでいいかどうかということですけども。それとあとこれはもう園田政務官の方だと思うんですけども、一旦指定をしたときにですね、これは指定されますとなっていますけれども、例えば生活するために避難した人たち、あるいは勧奨に応じて避難した人たちの生活条件とか、あるいは損害賠償なんかの適応的なものがどうなるかとかですね。それから最も大事なのが解除するときの条件というのはやはり指定したときにきっちり決めておくべきだと思うんですけども、行政の責任としては。でその辺どう考えるか、以上で5つか6つくらいお願いします。

A : (原安委) はい、原子力安全委員会ですけども、普通の避難区域、それから計画的避難区域、それから更に特定避難勧奨地点、のこの3つの違いということですけども、通常の避難区域、これ事故当初数日のうちに決められまして最終的に半径 20 キロになってますけれども、これについては事故による大量の放射性物質の放出などによって放射線量が急激に高くなるということが予想されることに対して、早急に避難という対応をとるといったものがあります。それから計画的避難区域というのは線量が急激に上がるわけではないですけども、一年間居続けると 20mSv に達する、そういった地点がかなりの広がりをもって連続している、そういうところに住んでいる方々について、すぐさま避難ということではないですけども、よく準備をした上で避難していただきたいということで設けたものであります。最後の特定避難勧奨地点、これについては政府の対策本部の方で自主的に設けられたものでございますけれども、これについてはその際に生活支援チームの方が来て説

明されてましたけれども、広がりとしては家一軒程度からせいぜい数百メートルくらいの広がりということで考えているというふうな説明だったかと承知しております。今後もこの勧奨地点の指定の可能性があるのかということですが、この指定は政府の対策本部の方で行っておりますので、原子力安全委員会の方からその可能性についてのコメントは差し控えさせていただきます。

Q：もう既にそういうところの特定避難勧奨地点というのは住所というか行政区域としてはもう発表されてるということですか。

A：（原安委） すいません、指定は対策本部の方で行っておりますので、私は詳細どのように指定されてるか存じ上げておりません。

Q：そうですか。それと年間 20mSv の今後更に増える地域というのは出てくるという認識があるんでしょうか、それともこの辺で打ち止めだろうという、そういうことなんでしょうか。

A：（原安委） そこも対策本部の方からお答えいただくべき問題だと思うんですが、けれども、航空モニタリングの結果なども参考にしながら、地理的に大きな広がりではないですが、高い線量がありそうな地点についてのモニタリングをよくやっていって、その結果によって必要があればさらなる指定が行われると、基本的にそういうことではないかと思えます。

Q：ええとモニタリングのことは分かったんですが、ただ既に1号から3号あるいは4号でどれだけの放射線量が出てくるかというのはもう十分計算できるというか、推定できるはずですよ。それと今までのモニタリングをしてきた趨勢というか傾向からみると、今私が言ったような質問についてはある程度答えられる余地があるんじゃないんですか。

A：（原安委） 私が理解している限りではさっきお答えしたようなことでありまして、今後ないと断言することは技術的に考えて適切ではないと思っております。

A：（園田政務官） はい、はい私の方からまず生活条件等がですね、避難される場所において、何か違いがあるのかということですが、これはあの法律にのっとって災害救助法ですね、災害救助法の適応対象でございますので、それに対して避難を行うわけでございますので、当然ながら支援は他

の災害救助法に対する支援と全く変わりなくおこなわれるものであります、ということでございます。それから、損害賠償についてはですね、今紛争審査会の方でスキームを作っていただいておりますので、当然その中の指針として取りまとめをいただきたいと思っておりますのでございます。ついてはですね、今、紛争審査会の方で基準を作っていただいておりますので、当然その中の指針として取りまとめをいただきたいというふうに思っておりますのでございます。それから一番最後、解除条件でございますが、当初ですねこれは保安院から発表させていた、6月の16日に発表させていただいておりますけれども、最終的な解除については、モニタリングを定期的に先ほどお話をさせていただいておりますけれども、定期的に実施をして、その結果に基づいて現地の対策本部と、それから福島県、関係市町村とで、協議をさせていただいて解除を柔軟に行なっていくという事がまず明示的にお伝えをさせていただいております。

Q：今の最後のお話は、ちょっとその非常に抽象的だと思うんですね。モニタリングの結果だけでと言うんじゃないくて、モニタリングのどういうその数字なり、趨勢なりあるいは判断基準というのが日本政府として、こういうもんだという竹を割ったようにぴちっとした数字がでないにしても。その複数の予見とかですね、そういうもの予見というか条件とかですね。そういうものはあって然るべきだろうと思うんですけれども、その辺どうですか。

A：（園田政務官）その点はやはりモニタリングをする中で、そしてまた現地対策本部と相談をさせていただきながら関係省庁と相談をし、そして先ほど申し上げたように、各機関とで協議をさせていただいて、最終的にこの特別勸奨地点、避難勸奨地点ではないという状況に至った時点で解除が柔軟に行われると、いうふうに解釈をさせていただいております。

Q：最後にしますけれども。計画的な区域、あるいは警戒区域であっても、そこで避難してる人たちから見るとですね。やっぱり一日でも早く希望が見えて欲しいと、いうことだろうと思うんですね。そこは政治の役割だと思うんですが、やっぱりそういう避難してる人たちが解るようなその方向。時間がかかっても、そういうものがやっぱり示すのが最低の責任じゃないかと思うんですが、どうですか。

A：（園田政務官）はい、おっしゃるとおりですね。したがって、モニタリングをきちっと行ってその測定値についてみなさん方に、お伝えをさせて頂

く。その過程は透明性を持って、逐時行っていきたいというふうに思っております。そして、その線量が下がったという場合に先ほど申し上げたように、情報提供を行いつつご相談をさせていただくという形になろうかと思っております。

Q：そうずっと線量が下がったという。その下がったという判断基準というのは、今の時点では持ち合わせてないという、そういう事でしょうかね。

A：（園田政務官）様々な知見に基づいて、これは試験をさせていただいておりますので、これまたそれに基づいていろんな知見に基づく、判断というものがあろうかと思っております。

Q：答えになってないんですけどもいいですわ、はい。

○フリーランス 藍原

Q：すいません。フリーランスの藍原です。よろしく申し上げます。今、福島県の方は移動式のホールボディカウンタを5台。特注で作って、配置するというので1台当たり1億円で、国の方の予算措置も決まったということなんですけども。園田政務官に、今後もこのホールボディカウンタの、設置は継続、設置といいますか、その支援等ですね。ホールボディカウンタが福島県内に配置されるような支援をされていくのかという事を1つお伺いしたいのと。実は先日、欧州放射線リスク委員会というヨーロッパの専門家集団の代表。科学議長の方が来られて、エアフィルターで車を走らせたならそこにアルファ線が出ていたという事を言っていたんですけれども。そういった中で、ホールボディカウンタを設置するのは、ホールボディカウンタではガンマ線しか計測できなくて、セシウム134、137しか計測できないので内部被ばくの事を考えるのであれば、車を走らせてエアフィルターを設置してそして実際の核種を測っていくという方が、よっぽど安価であり、有効であるという。しかも、協力者によって多数の計測ポイントが設置できるというような事で、そういうような事をおっしゃられていたのですけれども。そういうふうな空気の中に含まれている核種を、計測していくとゆうような新たな計測方法を追加していくようなお考えは、ありますでしょうか。そしてなおかつ、核種をもっと詳しく計測地点を増やして測っていくというようなお考えが、ございますでしょうか。そして最後に、このエアフィルターの問題ですけれども。ヘパフィルターというような原子炉、原子力施設に設置されているようなフィルターを使えば、相当核種がキャッチできるというような事でありまして。全国、あるいはその福島県内を中心とした。関係各所に焼却炉があ

と思いますけれども、その焼却炉の排煙のフィルター一部分に例えば、そういったエアフィルターをつけていくことを支援していくというようなお考えはございますでしょうか。それでそのフィルターをチェックして、多数の核種を確認できれば、排煙による核種の拡散が防げるのと同時に、核種どのようなものが出ているのかというの、同時に検査できると思うんですけれども。その事について何かお考えはございますでしょうか、以上3点です。

A：(園田政務官) まず、ホールボディカウンタの設置についてでありますけれども。まだ、第二次補正予算がですね、成立をいたしておりません。したがって、私どもとしてはこの第二次補正予算を上げていただければ、その中にこれは経済産業省の計上分でありますけれども、ホールボディカウンタ等の整備ということで、17億円福島県にお渡しをするという寄金としてですね、お渡しをするという予算がございます。これをしっかりと早く、成立をしていただければ、それだけ早く福島県の方にお金がお渡しをできるのではないかなと、寄金として、お渡しをできるのではないかなというふうに考えております。それから、エアフィルターの測り方でございますけれども。ちょっと私も申し訳ございません。そういう知見を持ち合わせておりませんでしたので、そういった情報をもしよろしければ、お渡しをいただければなど、ご提供をいただければなどというふうに思っております。そしてまた、それに基づいて全国にもという事でございますので、何か参考になるものがありましたら、お寄せをいただければと思います。ありがとうございます。

○ファクタ 宮嶋

Q：すいません。ファクタの宮島ですけど、先ほどの加藤さんのお話で伺いたいんですけど。勸奨地点というのは、原子力安全委員の方ではいわゆる自分たちがそれを、意見を求められて設定されたものではないというご判断、お話だったと思うんですけど、もともとはね、その計画まではですね。安全保安院の方の基準に基づいて判断して、その周辺でね、住民を含めて、どう考えても俺たちこれ危ないんじゃないかって人が多くて、それで線量測ってみたらやはり多かったと、それで指定されてるはずなんだけど。原子力安全・保安院としては、要するに勸奨地点の指定については専門的評価してるから合理的だとか、そういう判断は一切してないって事なんですか。どういうあれなんかね。

A：(原安委) はい。計画的避難区域の設置の際は、そもそも20キロより外でも、30キロより外でも、1年間通すと線量が高くなりそうな所がある。どう

したら良いだろうかという事で、原子力災害対策本部から安全委員会に法律に基づいて、意見の求めがあって、それで、計画的避難という方法を講じたらいいですよと、コンセプトをお返しただけです。それを受けて、では具体的にどの自治体のどのエリアを計画的避難区域にするかという事は、政府の対策本部の方で地元とも協議しながら決められていったわけです。一方今回の、特定避難勧奨地点についてはこういうコンセプトそのものから、対策本部の方で自主的に進んでこういうのをやるとお決めになって、その上で、そういうのやるにあたって何かアドバイスはないかということでお問い合わせがあって、その際モニタリングをきちっと行って下さいですかというようなアドバイスはしてます。更に加えて個別の地点の指定を行政として行われる事ありますので、計画的避難区域の時も特定のどの自治体を対象にするかという事については安全委員会は関わっていない訳ですけども、今回もそれぞれの個別の地点の指定には関わっていないということでもあります。

Q：もちろん指定する権限がね、安全委員会にあると思いませんけど、南相馬に飯舘だっていわゆる浪江側だって10マイクロ位でしょうね。それから南相馬の方は1,5とか1,3とかでしょうから、しかしそれは全村避難になってるんですよね。で、そう考えてみますとね、勧奨地点についてはいわゆる全体的に広域的に広がっていないようななら部分的に除染をすとかね、専門的な見地からいろいろなアドバイス出来るような事があると思うんですけど実質的に住民が知りたい事というのが、そういう事だと思うんですけど。安全保安院というのは要するにどうなんですかね。その辺は全くじゃあ勧奨地点の今の指定の仕方とかなんかにについて専門的な観点からなんか意見をいうことは出来ないんですかね。それ良く分からないんですけど、もとは原子力保安院の方から示しているわけですから。だからそれは幾つかよくモニタリングをする事ですか幾つか助言をしています。その時に、当然その除染によってですね、線量を下げると、そういうアプローチも当然ある訳です。だからどっちを取るかとかいうのは結構やはり地元ともよく相談して対策本部の方で対応していただきたい。そこは当然の基本です。

Q：それじゃあ保安院の方に伺いますけどね、保安院のペーパーに出てますけど勧奨地点については除染が容易でない年間20mSv超えると推定されるというふうに書いてあるんですけど、除染が難しいというのはね基本的にどうなんでしょう、広域的に面的にそうなっているって場合で先ほどおっしゃるとこの1個とか2個とかいうところから始まってんだとしたらね、必ずしも合理的なあれなんですかね。少なくとも現地を歩くと今更ですよ、浴びたあ

ともう 4 ヶ月も経ってね言われても、という話があるんですけどその辺の合理性というのは一体誰が判断したんですかね。保安院はそう書いてますけど、除染しにくいというのは誰が判断したんですかね。

A : (保安院) 保安院として、その災害対策本部の事務局として公表というものをです行なっておりますけども、災害対策本部それから現地災害対策本部の中で議論されたものでございます。

A : (東電) すいません、東京電力でございますが、先ほどの伊達、南相馬の仮払いでございますけど 30 キロ圏内に入っている南相馬の方々からの申請に関しましては支払いを開始しているところになります。なお伊達に関しましてはまだ対象になってませんので、今後、紛争審査会からの指針に従って対応していきたいと考えています。

Q : すいません、今伊達の方は何で払われないのですか。

A : (東電) まだ伊達に関しまして私どもが仮払いの支払いをする件に関しましては 30 キロ圏内の方々へ対してお支払いをしているという状況でございます。伊達は 30 キロ圏内の外になりますので、まだそういった地域の方々に対してどういうお支払いの仕方をするのかっていう指針がまだありませんので、そういう意味では今後指針にしたがいまして対応していきたいと思っています。

Q : 園田さんに伺いたいんですけどね、実質的に今毎時 3.8 以上ですかね、そういうような地域で暮らしておられる方でこれから政府がね、勧奨してその時に実質的に南相馬などね、決して高い線量ではない所に住んでる人にも一律 30 万、100 の 70 ですか払っているわけですよ。すると今の辺りっていうのは元々勧奨地点ていうのを選定するんだったら、当然補償っていうのも考えないっていうふうにその結果として伊達では 3 割位が避難を拒否しているかどうかそれは私分かりません。だけど住民も納得してない人が多いと聞いてるんですけど、勧奨地点として指定したらすぐまず払うべきじゃないですかね。

A : (園田政務官) そういったことも含めてですね、今審査会の方で指針を作るべく努力をしていただいているというふうに聞いておりますので、それがまとまり次第ということになるのではないかと思います。

○フジテレビ 柴木

Q：フジテレビの柴木と申します。再び停電の関係について東京電力の松本さんをお願いします。午後3時51分水処理装置の運転再開をもって今回の停電で発生したトラブルは全て復旧したということによろしいのでしょうか。あと今7Bの配線は扱っていないと思いますが今後7Bを通すラインに戻すかどうか、その際まだ原因調査中という事なんですが再発防止策について現時点で何か考えているのか。あと午後5時頃から濾過水タンクからバッファタンクに水を補給するという事なんです、このタンクレベルの低下したというのは今回の停電による処理の中断が影響しているのかどうかお聞かせください。

A：（東電）水処理装置の復旧が一番最後になっておりますけど停電の影響については今回の15時31分水処理装置の起動で復旧したというふうに考えております。それから7Bの処置でございますけどこちら原因究明が行われましたら修理をしてですね、こちらバックアップとして再度活用する予定でございます。当然午前中に配布させていただいた資料のとおり横の連携ということが今後もですね停電が起こった際に横から連携をしていって停電時間をなるべく短くするというのが重要でございますので、7Bに関しましては復旧をしたあと再使用するという事になります。その際にはご質問のなかにあつたとおり再発防止対策というのを含めての復旧ということになります。それからバッファタンクでございますが、これは当然注水をですね毎時16m³/h程度で行っておりますのでそれで注入によります自然減という状況でございます。

Q：この過電流リレーということなんですけど設定値を超える電流が実際に流れたか、あるいはシステムが誤動作したという両方の可能性が有りうるという事なんでしょうか。ちょっと不勉強なんですけど設定値を超える電流が流れるということは一時的にショートがあつたとかあるいは電気を使い過ぎたとかどういった原因があり得るのかという事と、それと合わせて7Bの遮断機がトリップする設定値に対して実際装置が利用していた電流がどの程度あつたのか余裕が十分あつたのかって事を教えていただきたいのと、話が変わってしまうんですが、3号機のパックボット、2階の階段が湿っていて登れなかつたっていう事なんです、この水は台風による豪雨の影響があつたという事なんでしょうか。2階3階のロボットによる調査どういう意味があつて今後どういう対応策を考えているのかお聞かせください。

A : (東電) そういった過電流リレーのそもそもの設定値、それから実際に流れていた電流がどれ位なのかについては原因調査の中で少し見ていきたいというふうに思っています。今回、プロセス主建屋ですとか、共用プール側の電源を大熊線の停電に併せて負荷を背負うということが分かっていたので、そうした評価も踏まえた上で7Bからの受電ということで考えていたようでございますので、その辺りの評価がどういった経緯、どういった数値を元に評価したのかを調査していきたいと考えております。それから、パックボットでございますけれども、階段のところが濡れていたという事ともうひとつは細かいがれきの影響でいわゆるキャタピラが滑ったということで2階には上がれておりません。なぜ濡れていたかについてはまだ分かっておりませんが、ご質問の中にあつたとおり、先日の雨によりまして、オペレーティングフロアは建屋の屋根がございませぬのでそこから降ってきた雨水が濡らしていったという可能性があろうかと思っております。ただ今のところこれだというようなところまで突き止められておりませぬ。それからこの作業の目的でございますけど2回、3回の線量の測定を行いまして今後実際人が行く際にどれくらいの装備ですとか、遮蔽対策がいるのかというようなところをまず検討していきたいというふうに考えています。なお今回2階3階の線量は測れておりませぬけれど1階の北東コーナー入ったところのいわゆる線量は67mSv/h、それから北東階段を上がる上がり口のところでは35mSv/hということでございました。

Q : あと1点だけお願いします。今1階の線量の評価と、あと2階3階に人が将来的に行くというのはどういう目的なのかをお聞かせください。

A : (東電) 3号機は1階のフロアは比較的線量が高い状況が以前から続いておりまして、以前も南側南西部コーナー等を測った際には100mSvを超えてるといような状況も見られておりますので、3号機は全般的にこういった線量が高い状況だというふうに思っています。それから、2階3階でございますけれども、今のところ直接何か2階3階で作業しなければならないといような作業の計画はございませぬけども、今後、こういった2階3階に設置しております設備を何か今後の点検あるいは作業に生かすといような場合に必要になろうかということでは、前もって線量の測定に入ったということになります。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけども、東電の松本さんをお願いしたいんですが、すいません先ほどの放射性物質の放出量の計算式なんですけども、できれば紙に書いて分かりやすくお示しいただけるとありがたいのですが、口頭でだーっと言われるとちょっと追いつかないもので、もう1回言っていただくのもまた時間をもったいないのでお願いいたします。それから、敷地内の線量のマップもお願いできますでしょうか。それから以前からお願いしていた、海外からの支援リスト、20 幾つあったと思うんですがこれの公表をお願いできませんでしょうか。以上お願いします。

A：（東電）式そのものに関しましては、先ほど申し上げたとおり、原子力安全委員会さんが発行されております原子力用発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針、それから発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針、並びに発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価についてといった各種指針集に、式等は記載がございます。したがって、先ほど申し上げたとおり、大気安定度Dですとか、風速1メートル毎秒、それから放出点は地上高、そういったデータを入れますと自動的にと言いますか、その計算式に入れますと計算できるという状況でございます。それから、海外の支援リストでございますけれども、こちらは先方等の都合もでございますので、なかなかまとめきれてる状況ではございませんが、以前お示しさせていただいたとおり、主なものはご紹介させていただいたとおりでございます。

Q：あとすいません、線量マップをお願いできますか。

A：（東電）線量マップは準備ができ次第またお配りさせていただきたいと思えます。

Q：すいませんその関係で、園田政務官をお願いしたいんですが。今の計算式とか支援リスト含めてもう少し分かりやすい形で示していただければなというふうに思うんです。その放出量の関係も、計算式に入れ込む数値を含めて、ホームページに例えば公開されていれば、第三者で確認ができると思いますので、その辺の方を政府の方から東京電力の方へ、あるいは保安院の方でも結構なんですけれども、何らかの形で、分かりやすい形できちんと紙あるいはデータとして残るような形で示していただければと思うんですけれどもお願いできますでしょうか。

A : (園田政務官) すいません、まだちょっと私正確には把握しておりませんが、今松本さんがおっしゃったものは、ホームページで指針も含めてアップをされているというふうに聞きました。

Q : 保安院の方にですか。

A : (園田政務官) 安全委員会。

Q : 安全委員会の方で。

A : (園田政務官) 安全委員会の方だそうです。

Q : それは先日発表されたあの日、当日でしょうか。

A : (園田政務官) 安全委員会の方だそうです。

A : (原安委) 今お話になったのは、指針そのものが(原子力安全委員会のホームページに)載ってるということだと思えます。計算のプロセスはうちのホームページには載ってません。

Q : 計算プロセスはどこに出てるんでしょう。

A : (東電) その指針の中に私が今申し上げた大気安定度はDだとか、風速は1メートルパー秒、放出点、地上高といったことを入れますと計算ができます。

Q : であれば、その数字を入れたものをホームページに上げていただくことは不可能なんでしょうか。

A : (東電) 準備はいたしますけれども、そちらの方が早いかと思います。

Q : 準備して上げていただければと思います。お願いいたします。

○フリー 横田

Q : フリーの横田一ですけれども、汚染牛を国が買い上げるということで園田政務官にお伺いしたいんですが、これは元をたどれば原発事故が原因ですから、国が買い上げた費用については東電に後々請求するのかどうかと、あと野菜

や魚が買い上げ対象になってなくて不公平だという指摘も新聞記事に出てるんですが、野菜や魚については将来的に東電が賠償するということで整合性を取るというふうに考えていいのかが1点と。ちょっと話が変わるんですが、今、埋蔵電力自家発電能力がどれくらいあるかということで、経産省は全体で5,300万キロワットある自家発電のうち使えるのは200万キロワット以下だと、これは過小評価してるんじゃないかという指摘もあるんですが、政府としてはこれが信頼にいたるデータに基づいてるものなのかチェックしてるのかどうかをお伺いしたいんですが。

A：（園田政務官）牛の買い上げについては、農林水産省で検討していただいているというふうに聞いております。最終的にその方向性が出ているわけではございませんので、それについてはしっかりとまずは農林水産省で対応策を考えていただけるものだというふうに思っております。それから自家発電の信頼性でありますけども、経済産業海江田大臣から記者会見でそのようなお話があったんでしょうかね。私もどのような発表があったのかというのは詳細に存じ上げてないんですが。

Q：菅総理は自家発電を活用すれば、夏の電力ピークはしのげるんじゃないかと、原発の再稼働をしなくてもですね。それに対して経産省側は、全体として5,400万キロワットあるんだけど、実際に使えるのは200万キロワットでほとんどあてにならないと、ないんだというのでかなり見解が違う、食い違ってると思うんですが、それに対して専門家の方からは、経産省というのはちゃんと過小評価してるんじゃないかと、ちゃんとデータ出してるのかあやしいと、もっと使える埋蔵電力が多いんじゃないかという疑問の声が出てるんですが、その辺について経産省の数字をチェックされたのかどうかと、されてないのであれば今後される予定があるのかを、細野大臣も含めてお伺いしたいんですが。

A：（園田政務官）すいません、経済産業省からどのような発表があったかは、申し訳ございません私の手元にございませんで存じ上げませんけども、いずれにしても今精査中であるということは言えるかなというふうには思っておりますので、どのような形で今チェックをしているというのは、最終的な数字が出たということでは、政府としてはないと思っております。

Q：細野大臣にもお伺いしたいんですが、自家発電の実際に使える量が経産省の方は200万キロワットほとんどないという発表をして新聞報道もされてる

んですが、これに対して少なすぎるんじゃないかという指摘、声が専門家の間から出てるんですが。疑いとしては経産省が過小評価して使える自家発電の電力ですね、その辺については、政府の側としてチェックして、そうすれば原発の再稼働を急がなくてもじっくり安全審査ができるということになると思うんですが。一般的なマスコミ報道を見ると、夏の電力ピーク需要がひっ迫するんでとにかく原発再稼働させないといけないという論調が目立つものですから、その自家発電の実際の使える量というのは重要なポイントだと思うんですが。その辺の数字をチェック、精査されてるのかどうか、ちゃんとした根拠に基づいて経産省が出してるのかどうかを、チェックされてるのかをお聞きしたいんですが。

A：（細野大臣）原発の再稼働の問題は、もう既にストレステストを1次評価2次評価でどうやるのかということで、今の時点での政治の判断としては明確になっておりますので、その問題と例えば自家発電どうみるかという問題は、これはある時期もしかしたら連動してた部分があるのかもしれませんが、今は完全に切り離されてるというふうに考えています。むしろ国民の皆さんに出来るだけ正確な情報をお伝えするという意味で、実際に電力として供給可能な自家発電はどれぐらい有るのかというのは、出来るだけ正確な情報が出されるべきだと、私もそう思いますね。経済産業省の方で、当初は個別のヒアリングではなくて、電力会社を通じてそれぞれ確認をしていったということのようですが、今はもうかなり細かく1件1件ヒアリングをしてるようですので、それが終わった時点で出来るだけ正確な情報が出てくることが大事ではないかと思えます。

Q：ちなみに東京電力管内では、自家発電の総量が幾つで、幾らぐらいで、利用可能な自家発電量はどれぐらいなんですか。

A：（東電）東電管内の自家発電の容量認可出力合計で1,657万キロワットございまして、現在私どもといたしましては、供給計画上160万キロワットを折り込んでおります。その他の部分につきましては、既に共同火力、IPP、特定規模電気事業者、いわゆるPPS等で、既に利用されておりますのが大部分でございまして、基本的にはこれ以上の何かあるというような条件ではございません。基本的には自家発電は自家消費でございまして、何か隠しているというようなものはないと思っております。なお、一部報道では、JR東日本さんでそういうものが有るというようなことがお伝えされておりますけれども、JR東日本さんの方とは別個に電力契約が既に締結しております。

して、電力の需給の状況によりまして直ぐに需給ひっ迫時には、J R東日本さんから電力供給を受けるというような契約は既に行っております。それから横浜市の資源循環局金沢工場さんに関しましても、こちらは既に平成23年2月に横浜市さんが行った入札に基づきまして、PPSさんの方に売電がされておりまして、そちらの方で活用されている状況でございます。

Q：すみません、確認しますと需給ひっ迫時に供給出来る自家発電量のトータルは160万キロワットという。

A：（東電）はい、そうです。

○司会

大臣からの、先ほどの質問に対します回答でございます。

A：（細野大臣）すみません、遅れてまいりまして失礼いたしました。政野さんから福島県民の皆さんの無用な被ばくを避ける権利を認めるべきではないかという、そういうご質問をいただいております。権利として例えば憲法上とか、更には何らかの法律上の権利ということの議論については、ちょっと私も初めてこれ聞いた話でございますので、お答え、今の時点で出来るほどの知識を持ち合わせませんが、当然被ばくを出来るだけ避けて生活をしていただくというのは、当然の要望、欲求だというふうに考えますので、それに対して最大限の配慮はなされるべきだと思います。そのためには徹底的なモニタリングをして、情報をしっかり皆さんにお伝えするということと、加えて今、正に本格化してますけれども除染の努力をしていくということだと思いますので、福島の皆さんにそういう不安を与えることがないような最大限の努力をしていきたいと、そう思います。一方で木野さんから電源をトリップして水処理システムが止まったということについて、安定的な状況ということではないのではないかというお話しがございました。私も電源がこうした形で数時間に渡って落ちたという事に関しては、大変、これは本来は避けなければならないことだというふうに思っております、多重性がどう確保されているのかということについては早急に確認をしたいと思っております、既にその調整にも入っております。ただその一方で、安定的な状態を維持しなければならないのは、これは冷却機能、注水機能でございまして、こういう状態になっても注水を続けることが出来たというのは、これはその部分での多重性は確保されてるということの意味をしてるというふうに思っています。依然としてこの循環注水冷却そのものは、万全の態勢とは言えません

のでそこで万が一、一時的なトラブルがあったとしてもしっかりと注水をし続けることができる環境を作っておくことが極めて大事ではないかと思っております。

○朝日新聞 杉本

Q：朝日新聞の杉本と申します。森山さんと細野さんにお伺いたします。美浜原発2号機の件なんですけども、来年7月で40年を超える原発ということで、継続運転を求める高経年技術評価書というのが出されたそうです、関電から。まず森山さんにお伺いしたいんですけども、この申請を今後認めるかどうかという見通しというのは、いつ頃出される予定なのかと、もし今の段階で考え等決まっているのであれば教えてください。福井県の方から、この高経年化について審査基準に盛り込んで欲しいというような要望も出てるそうなんですけども、確かストレステストの中には、この高経年化についての評価項目はなかったと思うんですけども、今後審査基準として入れるおつもりなのかどうか、何かストレステストで、それに代わる評価が出来るのかどうかなどお考えをお聞かせください。細野さんにもお伺いします。菅総理からも発言あったと思うんですけども、耐用年数を超える原発の運転の是非についてお考えがありましたらお聞かせください。よろしく申し上げます。

A：（保安院）まず保安院からでございますけども、関西電力の美浜2号炉について、高経年化に関する申請がございました。提出されました申請内容について、立ち入り検査ですとか、専門家による審議会の評価検討により厳格に審査をしていきたいと思っております。それから、ストレステストとの関係でございますが、直接的には別物でございますけども、当然ストレステストの中で、これは可能性ではございますが、裕度を見ていくということでございますので、長年使っておりますと例えば部品の摩耗といいますか、そういったことは有るわけでございますので、そういった現実の姿をしっかりと見て、ストレステストというものをを行い裕度というものを見ていくことになると思います。

A：（細野大臣）高経年化につきましては、私がとりまとめを担当いたしましたIAEAの報告書の中でも、実はいろいろ議論があったですけれども、明確に書いておりますので問題意識は私の中でははっきりしております。どう対応するのかということなんですけども、そこは先ほど森山さんがおっしゃたように高経年化でイコール何年で切れるというものの、例えば40年とか30年とか20数年という方もいますけれども、そういうものでも必ずしもないだろ

うと思うんですね。それぞれの原子炉によって状況が違うわけですから、しっかりとストレスをかけて、その中で安全裕度に余裕がないものは厳しい評価になるでしょうし、一方で古いけれども有る程度しっかりと対応できるというものは、これは継続するという選択があり得ると思いますので、それぞれについてストレステストをかける中で高経年化の影響をどう見るのかということについても評価がなされる、それが望ましいのではないかと考えております。

Q：森山さんに、もう1点確認させてください。要するに福島県というか、地元の自治体に対し、恐らく今後説明していかなければならないと思うんですけども、それでは今のご説明を含めて、地元でどういうふうの説明されるのかということをお聞かせいただけますか。

A：（保安院）まず各地元に、私どもの原子力保安院の検査官事務所がございますので、そちらからさっそくいろんな情報を提供しております。依頼につきましては、今後につきましては、またよく地元自治体の方ともご相談しながら具体的にご説明をしていきたいと思っております。

○東京新聞 上野

Q：東京新聞の上野と申します。保安院と細野大臣に、玄海の入力データミスの件でお願いします。入力に関しては中間報告がですね、2009年に出ていたかと思うんですけども、ここでのチェックというかひっかけができずに今回改めて判明したということなんですけれども、今回最終的には見つかったわけなんですけれども、急で発見することができなかったと、結果として審査の体制とかやり方でちょっとまずい部分があったのかもしれないと思うんですけども、その辺り保安院としてどう考えているのかと。それから細野大臣もこの体制とか結果についてどう受け止めているか、この点をお願いします。それからもう1つ、これは事実関係の確認なんですけれども、これは保安院でお願いします。このデータ入力をした会社が、確か午前の会見では東海第二の2号機も担当しているということだったというふうに聞いておるんですけども、日本原子力発電に聞いたところちょっと担当していないと、この企業ではないということだったので、この辺の事実関係、今、分かれば今でも結構ですし、もし分からなければ、ちょっと確認をお願いします。

A：（保安院）まず、最初の耐震バックチェックテストの中間報告の段階で見つからなかったというご指摘だとございます。まあ、耐震バックチェックのこ

れは私どももですね、こういった入力ミスを見つける努力はこれしなければいけないと思っております。その上で、今回は最終報告ということでデータを出していただいてですね、先ほど申し上げましたように保安院による評価と一部その原子力安全基盤機構によるクロスチェック、今後、専門家によるチェックという形になります。中間報告の段階では保安院として評価しながら専門家による確認もいただきました。ただし、このクロスチェックという行為はしていなかったということがございます。そこがひとつ直接的にはあったと思っております。それとその評価をする際にですね、何度か申し上げておりますけれども、ある入力をしてどういう応答をするかという専門家が見てのある種の標準的、常識的な範囲もある訳でございます。今回結果的にですね、入力ミスがございますけれども、ほとんど下1桁くらいのところの違いで特にこれが非常に何か不自然だとかいうことがなかったので、結果的には分からなかったと思っておりますけれども、こういったデータというのはしっかりとですねチェックできるような体制、これは保安院のみならずその事業者によってもそうやってやっていただけるような体制というものが重要であると考えております。それから、東海第二ですけど、一応私どものデータでは午前中にですね、午後ですか、実際に解析したのは大林組だというふうに申し上げましたけれども、私どもが入手した情報では東海第二は入っておりますけれど、そこは日本原電の方で違うとおっしゃるのであればもう一度それは確認しておきます。

A：(細野大臣) すいません、入力データのこの誤りについては私詳細にちょっと存じ上げないので余り混み入った、混み入った答えっておかしいですね、しっかり皆さんにお答えすることが難しいんですけど。今これ手元に概略の報告を目にしておりますけれども、桁が1つ違うということになっているようですので、これが重要なデータですね、1桁違えば当然解析の結果も大きく変わってくるということになるんでしょうから、あつてはならんことだと思いますね。ですから保安院の方で今関連の会社ですね、やったことについてもチェックをするということのようですから、そこはしっかりやってもらいたいと思います。

Q：細野大臣、保安院の検査体制ですとか、能力の部分も含めてもし現在でコメントどうか評価できるものがあればお願いしたいんですが。

A：(細野大臣) ちょっとそこはどういう経緯なのか、全然前提とする知識がないもんですから、すみません、申し訳ないんですが、お答え控えさせていた

だきます。

○NHK 石川

Q：NHKの石川といいます。細野大臣にお願いします。除染ということが段々具体的になってきたということなんですけれども、個別のですね、側溝であるとかそういうところの除染というのはいろいろ行われていると思うんですが、あるいは学校の校庭とかですね。ただ、全体としてまだバックグラウンドの放射線の値がなかなか下がらないという問題があると思うんですが、住民の方々が安心して住めるためにはやはりバックグラウンドを下げていくということが重要だと思うんですが、そういう観点から政府としてですね、どのような除染計画を具体的に進めるつもりなのかということをお願いします。それからですね、計画的避難区域とか警戒区域とか第2ステップ終わった後、解除を検討するということなんですけれども、先ほどの質問とも関連しますが、解除をされた時にですね、ただいろいろ話を聞いてみますと、なかなかもう戻りたくない、あるいは戻っても生活がでないと考えている方々もいるようなんですけれども、そういう人達に対する支援、あるいは補償というものについてはどのようなお考えをしているのかお聞かせください。

A：（細野大臣）除染ですけれども、先週末、私あの伊達市の方に除染をしているところを見に行ってますね、実際自分でも少し経験をしてきたんですけれども、私のその時の印象としては除染というのはもう決定的な方法があって、これをすれば綺麗になるというものではなくて、むしろ手間と人手、場合によってはそういうものに伴う、それこそお金を投じてやるものなんですね。土は剥ぐしかないですし、例えばアスファルトも削ぐしかない、これが除染の実態な訳です。ですからそれぞれのご家庭でいろんな努力をしていただくことはもちろん大事なんですけれども、地域全体で取り組んでいただかないと本当に地表面の放射線量は下がりますけれども、地域全体して下がらなければ、ちょっと上の方で計れば従来と変わらないということになりかねないので、そういう面として取り組むことが非常にそれぞれの地域で大事になってくると考えています。これから重要になってくるのは20キロ以内の地域のモニタリングをやった後に除染ですので、そこは各省が足並みを揃えてそれぞれの担当の所をやっていくということが重要だというふうに思います。ですから、除染を政府をあげて取り組むということで今準備をしております、まだ詳細なそれこそやり方、詳細なそれこそ手順とか全部それが決まっている訳ではありませんけれども、そういう体制が徐々に整いつつあると、つまり政府をあげて除染に取り組むという体制がこれからできつつあると、

そんな状況だと考えています。2つ目のご質問は非常に難しい問題だと思っております。当面私どもが目指すのはできるけ多くの皆さんに帰っていただける環境を作るということです。除染が正にその手段ということになります。最後に例えばステップ2が終了して計画区域の解除ができるということになった時に、それぞれの町や村の皆さんの考え方、住民や議会の皆さんの考え方というものはしっかりと聞かせていただきたい。その中でそれぞれの皆さんが個人としてどのようにお考えになるのかということはどうですか、どこまでそれを政府として直接的なご希望をとれるのかというのは、正にそこは町や村、市と相談をする中で考えていくのがまず第一歩かなと考えております。できるだけきめ細かい対応をしたいと思っておりますけれども、今はまずはそれぞれの市町村毎どういうことを希望されているのかということを確認しながら、最大限、住民の皆さんに戻っていただける環境を整えるのが政府の一番やらなければならないことだと考えております。

Q：すいません。1点だけなんですけれども、なかなか市町村ごとと言いましても、家族の中でも意見が割れていると言うかですね、そういう非常に難しい状況というのもあるとですね、なかなかあるいは地域、あるいは家族、コミュニティというところで、一致したというのはなかなか出てこないんじゃないかなと思うんですけど、その点はどのように考慮なさるつもりなんでしょうか。

A：（細野大臣）あの避難所を回っておりますと、例えば特定の町の住民の皆さまの間でも世代やですね、それこそ仕事のやっておられる中身であるとか、そういった事によっても、随分反応が違うなというのは私も感じております。ですから、そういうそれぞれの皆さん生活や人生があるわけですから、最大限対応していきたいとは思いますが、ただ現段階でどうかと言われれば、それは出来るだけ戻っていただけるような環境を整えるという事でして、その環境がある程度見えてきた段階で、それぞれ皆さんがどうお考えになるのか、そこは再度確認をするという事が必要だと思っておりますが、現段階で申し上げられることは、今申し上げたようなことですね。

○読売新聞 中島

Q：読売新聞の中島と申します。細野大臣にお聞きしたいのですが、ストレステストなんですけれども、これは福島第一、第二は対象になっておりませんが、もし震災にあう前の福島第一にこのストレステストを適用したら、合格になるのか、不合格になるかという事をお尋ねしたいのと、後もう1つ、中部電

力の浜岡原発、今、菅総理の判断で止めてますけれども、浜岡原発はストレステストに合格するのか、しないのか、それを教えてください。

A：（細野大臣）ストレステストの評価というのは、正に事業者が出して、それを最終的に保安院なり安全委員会の意見というのが出されて、それにパスしたと言えるのかどうかの判断ですので、私が個人的に今の時点で山勘みたいの言うのは、余り適切でないと思うですよ。ただまあ、福島がどうかと言われれば、特に東京電力の福島第一原発については、津波の想定、地震の想定、特に津波の想定ですね、そこは不十分だったということではないかと思えますね。そういったものが、ちゃんとチェックできるのがストレステストだとそういうことだと思います。浜岡については、もちろん2次評価の対象になりますが、そこはしっかりチェックをしていただいて、ご判断をしていただきたいと思えますね。ですから、私からは今の時点で浜岡はどうかというのは予断をもって話すのは適切でないと思えます。

Q：おっしゃりたい事は分かりますが、政府の判断で止める以上は、多分ストレステストに引っかからないとおかしいという直感が僕はしますし、福島第一も本当ならちゃんと評価の対象にして、震災前に仮に評価したら不合格であるというところを示さないと、ストレステストの結果をもって、今止まっている原発を動かしていいというところに信頼性がなくなってしまうと思うので、ちょっとそこを検討していただければなと思うにですけども。

A：（細野大臣）福島第一に関しましては、ストレステスト以前にですね、緊急安全対策ですか、緊急安全対策というのを保安院がやっておりますので、それが達成できていなかった状態だから、こうなっているわけですから、そもそも今の時点でも対応が必要な状態に、仮定の問題ですけれども、今、例えばそういった対策がどうかという事になればストレステスト以前に引っかかっているだろうと思えますね。浜岡原発の場合は、今日、防潮堤の計画を中部電力が出したと聞いておりますけれども、そういったことも含めて、正に今なされている対応でどうなのかということが評価をされるべきものだというふうに思います。ですから、地震についても極めて高い確率だということですね、ある種、政治的に判断をして、経済産業大臣、総理がああいう判断をなされたわけですから、それはそれと、一方で全てそれがストレステストに反映されなければならないという事になると、これはストレステストが政治的に動くということにも、なりかねませんので、ストレステストは客観的にしっかりやっていただいて、評価がなされるということになるろうか思い

ます。

○フリー 政野

Q：フリーランスの政野です。先ほどは答えありがとうございました。細野大臣、それに関してなんですけれども、総論としては被ばくを避けて生活を最大限の配慮がされるべきだということだと思いたいますが、各論では、今おっしゃっているのを聞いていますと、除染をすれば大丈夫という幻想を抱かせている状態ではないでしょうかというふうに思います。先ほどですね、加藤審議官の方から勧奨地域に関しては政治的に決められたものであって、科学的な知見に基づいて自分たちがアドバイスしたものではないということをおっしゃっていると思います。そうするとですね、今日ずっと聞いていて感じるのは、区域の設定が逆に被ばく防護の邪魔になってしまっていますね、実際はそこから避難をすれば被ばくが避けられる方もですね、そのように出来ていないと、ですから現地対策本部の方が、勧奨地域の方については避難したければご自由にどうぞと、というようなことを投げつけて、傷つけていらっしゃるわけですね。ですので、先ほど地域の人に聞くと自治体に聞くと、細野大臣おっしゃっていましたが、福島県それから福島市に取材をしました感触から言いますと、自治体の方、地方公共団体の方は、国の考え方に従ってしまっています。お子さんに関しては、特に文科省の8時間割りの200日というもので大丈夫という判断でやっていますので、こちらで何回も最近言わせていただいていますけれども、文科省の判断では大丈夫でも、それを24かける365日でかけると20mSvを超えてしまったり、それに近いところが、子供たちが我慢をさせられて暮らしているという状況で、その状況をなんとかして欲しいと。避難をしたいというのと、学校が開いているから行ってしまふ、仕事場があるからそこにいるということで、家族がばらばらになっているというような状態が福島県民の今の状態であるという声がどんどん上がってきているんですね。ですので、文科省の縦割りの考え方をまず止めないといけないということと、地域は国の基準に引きづられてしまうという事情をご存知の上で対策が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

A：（細野大臣）地域とですね、地域というか自治体と政府の関係というのは、私はもう少し柔軟な関係にお互いになっていると思います。ですから、我々も首長の皆さんとは、この間、繰り返し繰り返し対話を重ねてきましたし、首長の皆さんの方からも例えば様々な基準の在り方みたいなことについてもですね、ご意見をいただいておりますので、国がそれこそこうだと言ったら、地方の皆さんがそのまま、その考えのとおり動くということではないとい

う気がしますね。逆に、そういったことに関しては我々もしっかり耳を傾けていきたいというふうに思っていますが、前段の部分なんですけれども、政府としてここは明らかに危険で入らないでくださいと言うことは、これまでも言ってきましたし、これからも言っていかなければならないと思っています。具体的には警戒区域を立ち入り禁止にしているという判断なんかは、これはある種のかなり強い強制力を伴っているわけですので、そこは判断が必要だと思うんですね。ただ、例えばホットスポットであるとか、さらには、まあホットスポットですかね、主に。あとは、若干、その緊急時避難区域なんかは、その色彩があったかと思えますけれども、黒か白かと明確に、これは黒ですと言うべきではないと、一方で全然その問題ないんですと言うことも出来ない地域というのはどうしても出てくるわけですよ。そういう所は国として、全部じゃあ皆さん出て行ってくださいと言うべきかということ、それぞれ皆さん生活もあるし、いろんなお考えもあるし、その中でご判断いただかなくてはならないところが現実的に出てきていると、いうことだと私は思います。ですから、そういう時もそういう所に住んでいる方々に対しては、最大限の配慮なされるべきだと思います。生活の仕方や、例えば除染のやり方も含めて、政府として最大限のバックアップをすべきですね。ですから、仮にホットスポットから自分は出て行きたくないよと言う方がそこに生活されるのに、勝手にしてくださいよなんて論外な話で、じゃあそういう方々には、こういう生活をしてください、こういうお手伝いをしますよ、と言うのが行政のあるべき姿で、今のようなお話があるとすれば、それは私にとんでもないことだと思います。ですから、そういう出来るだけ多くの皆さんが、自らのいろんな生活を守り今のようなお話があるとすれば、それは私にとんでもないことだと思います。ですから、そういう出来るだけ多くのお客さんが自らのいろんな生活を守り、これから安全に生きていきたいという、そういう要望を当然持っておられるわけですから、それに答える努力は政府に求められていると考えております。

Q：ですからですね、黒か白か分からないところというのがですね、正に重要な訳であって、白でないという限りは、グレーである限りは、青臭いですがけれどもリオ宣言が1992年に出されましたけれども、日本政府もそれに賛同しているわけですが、つまり、完全に黒であると言えないからと言って、そのことを対策をする事の引き伸ばしの理由にはならないということをおっしゃっている訳ですよ。除染をすればということで、除染がかえって被ばくをさせるということにもなりかねませんので、今おっしゃったような意図であるのであればですね、避難したいという方が居らっしゃるのであれば、そし

てまたその基準がですね、縦割りの 200 日の 8 時間ということではなくて、きちんと 365 日で 24 時間の計算で 1 ミリなりっていうところに、近づけるっていうことを言っている訳ですから、そこに近づいてない状態であれば、避難する権利があるとその方に補償が出るということで、スムーズに避難がしたいという方には、避難出来るように、経済的な支援を含めて、すべきではないですか、予防的な予防原則をとるべきではないですかということです。もう一度だけお願いします。

A : (細野大臣) 政府はですね、基本的に全ての判断ついて、予防的な判断をしています。ですから、20Km ということについても、また計画的避難区域についてもですね。もう、日数を経ず 20 ミリに満たない段階で、出来るだけ早く判断するというのを常にやってきてますから、そういう意味では常に予防的な判断を政府としてはこれまでしてきたと、私は考えています。その中で、なお外側で安全サイドにたつて避難をしたいという方がおられたら。例えば、避難先をですね、出来るだけ丁寧にご説明をするなり、様々な学校の手配をするなりですね、それは政府としてもやっているし、自治体も相当の努力をしているんだろうと思います。そのことと補償を全てイコールで結びつけるということになってしまうと、あらゆる方のあらゆる行動を全て補償と結びつけるということとですね、際限ない世界に入ってくるわけですね。例えばある方は東京はもう、それこそ今でも危ないというふうにおっしゃっている方もですね、個人的にはそれはおられるでしょう。そういう方がじゃあ、お引越しになるのをどうするのかという問題まで、波及しかねない問題がある訳です。ですからそこは、もちろん福島あの辺の方で違うところで生活をされたいということについては、最大限いろんな配慮がなされるべきだと思いますけれども、それは全て補償が繋がるという話にはやはり、どうしてもなりにくいのではないかと思います。念のため、申し上げますが、東京は政府としては、全く問題ない安全な所だというふうに思っていますから、今言ったのは、そういう方も中にはおられるだろうということで申し上げましたけれども、そういうことへの対応という意味では、自ずとあるところの線は、設けざるを得ないということを上申したいと思います。

Q : ごめんなさい。現地の方の自治体ではなくて、住民の方々の意見を一度実際に生で聞いてみて下さい、以上です。

A : (細野大臣) 私毎週行っておりますから、住民の方と毎週対応しています。いろんなご意見があるのは分かっています。その中で政府としてやれるベスト

はこれまでも尽くしてきたし、これからも尽くしていくということは申し上げます。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。東電の松本さんをお願いします。昨日に引き続きなんですけども、毎時 10 億 Bq の問題についてなんです。昨日も申し上げましたとおり、原子力安全委員会としては、その結果とですね、調査方法に対して、まあ、懐疑的なわけです。昨日申し上げたとおりです。東京電力としてはですね、今回の調査方法の妥当性とかですね、正確性ということについて、調査方法の検討時期や、調査結果を見てですね、その時点ではどう考えていらっしゃったのかちょっと教えて頂きたいと思います。

A：（東電）質問のご主旨としては、計算のやり方、若しくは計算の結果が何か不確かではないかっていうようなご質問ですか。

Q：いや、要はですね。必要に駆られてですね、やむなくそういう方法しかなくて、取り敢えずとられたのか、そういう事を含めた上での調査だったのかという事です。

A：（東電）そういう意味では、私どもとしては、これまでも何らかの方法で、現時点といいますか、その時その時の原子炉建屋から、どれくらいの放射性物質が出ているのか、というのをどうにかして調べたいというふうには思っております。その中でこれまでも、コンクリートポンプ車で建屋の上空を測ってみたりですね、建屋に入ってくる風量の測定等を行っておりますけれども。やはり、今の時点で何か数字が得られるとしたらですね、今回用いたような西門でのダストが観測されておりますので、そちらが原子炉由来で全て飛んできたというような事から、保守的に評価してみようと、その結果、多分、懐疑的というふうに安全委員会さんの方が、おっしゃられたということでございますけれども、当然今の西門のダストの状況は大部分が、既に地面に降り積もっている物が舞い上がっている物っていうことで、直接多分飛んで来ている物よりも、かなり多めに評価しているだろうというふうには思っています。したがってそういう意味では、何かやむにやまれずという方式ではなくて、今のところ、いろんなやり方があるんだけれども、現時点で測定出来る、まあ測定してですね、評価出来る方法として、今回の方法を使ってみたと。その結果としては 1.7mSv パー年という結果ですので、まあ、なんと言いますか、この評価そのものが多分、大きめの数字だろうというふうには

思いますけれども、その値そのもので異常に高いということでは、無いということが分かったということにはなりません。

Q：異常に、ああ、なるほど。えっと。

A：（東電）例えば、事故発災時にですね、敷地境界で 12,000mSv/h だったと思います。そのような物凄い異常な値を示しておりましたけれども、そういった時点から比べますと現時点では、かなり全部飛んできているという保守的な評価をしたとしても、1.7mSv パー年という状況でございますので、放射線のいわゆる飛んできている量としては、かなり減少されているというふうに考えているという状況でございます。

Q：後もう 1 点なのですが、今回 10 億 Bq という発表に当たりましてですね、事前に例えば公表前にですね。政府の方には一応こういう値が出たということとは、これは事前に報告されているんですか。

A：（東電）報告と言いますか、いわゆる報告徴収に基づく報告という訳ではございませんけれども。保安院さんの方にはこう言った計算結果をやりましたということはお伝えしてあります。

Q：その上で公表されたという、そういうことでよろしいでしょうか。

A：（東電）はい、したがいまして、今後は保安院さんの方から評価ですとか、あるいは中期ステップ 2 の中にございます、安全確保の具体的な考え方みたいなところで、ルールと言いますか、そういうものが示されるというふうに考えております。

Q：あ、分かりました。それとあと、10 億 Bq というその値のですね、その人体、特にですね、1F で働いている吉田所長始め、発災当初からですね、最前線で働いている方々への健康への影響については、どう捉えていらっしゃるんですか。

A：（東電）はい、内部被ばくと外部被ばくの 2 面がございますけれども、内部被ばくに関しましては、全面マスクの着用、特に屋外の作業ですけれども、全面マスクの着用をしておりますので、基本的にはこれまでの内部被ばくの状況から見ましても、大きな問題になることはないというふうには思ってい

ます。また、免震重要棟内はそういった装備しなくても大丈夫というレベルまで免震重要棟内も、いわゆる局所排風機等で換気をしておりますので、そういった意味では問題なかろうというふうに思っています。したがって今後は内部被ばくの問題もさることながら、外部被ばくのところで例えば事務的な免震重要棟での事務的な仕事であれば問題ないと思いますけれども、今回のときどき高線量区域での作業が一時的に発生しますので、そういったところでの外部線量が累積として溜まってくることをきちんと管理する必要があると思っています。

Q：すいません、あと最後、吉田社長の健康管理というものがきちんとされてるんでしょうか。

A：（東電）もちろん発電所の中に詰めております人間の外部線量の被ばく管理は吉田も含めてやっております。

Q：はい、分かりました。ありがとうございました。

○NHK 石坂

Q：NHKの石坂と申します。保安院の森山さんをお願いします。中部電力の浜岡原発で今回18メートルという対策が打ち出されたと思うんですけれども、保安院としてどのように評価してるか教えてください。

A：（保安院）あの一従来15メートルに加えて、さらにそういった対策をとられることは非常に好ましいことだと思いますけれども、保安院といたしましては中期的な計画の中で実施されていくことを今後しっかりと評価をしてみたいと思いますし、当然先ほどのようなお話にありますような、ストレステストも含めてしっかりと評価していきたいと思っています。

Q：すいません、えっとその件で議員などからは防波壁の18メートルという根拠がよく分からなかったという意見も出てるみたいなんですけれども、その辺りはどのようにお考えですか。

A：（保安院）あの、そういった18メートルという高さに限らずですね、それが津波をどういうふうに回り込みなんかも含めて効果的なのかということもそういった観点から今後しっかりと見ていく必要があると思っています。

Q：ありがとうございます。

○司会

次に質問のある方いらっしゃいますでしょうか。それではそちらの方。

○共同通信 岡坂

Q：共同通信の岡坂ですけれども、保安院の森山さんに1点だけ確認ですけれども、このストレステストの実施については今日付けで全社に文書で指示したということでもいいのでしょうか。

A：（保安院）そういうことです。

Q：それである、確認なんですけれどもいわゆる民間会社だけではないと思うんですけれども、対象は何社とか機関とかっていうのはありますでしょうか。

A：（保安院）核燃料サイクル施設ではまた別途検討となっておりますので、それ以外のいわゆる発電所を持ってるところ建設中を含めてですね、すぐには出てきませんが、例えば電源開発株式会社の大間に建設しておりますが、そういうところも対象になっております。それから現に今発電所を有しているところ、それから建設中のところを含めてでございます。

○司会

他に質問のある方いらっしゃいますか。今挙げている方で最後とさせていただきますが、はい、それではそちらの方。

○フリー 横田

Q：フリーの横田ですけれども、加藤審議官にお伺いしたいんですが、これまで原子力安全委員会が何回くらい開かれてきたかということで先ほどちょっと質問に出た福島で200日8時間というのが問題じゃないかという指摘があったんですが、それについては安全委員会では議論されたのかどうかと、というのは以前4月にも学校内の校庭利用で年間被ばく20mSvの問題が出た時に、原子力安全委員会を開かなくて議事録に意図的に残さなかったのではないかと指摘も出たんですが、その反省を受けて頻繁に開かれているんじゃないかと思うんですが、これまでで何回くらい開かれて200日8時間のさっきの話が議論されたのかどうかを教えてくださいたいんですが。

A：（原安委）原子力安全委員会の回数ですけれども、今年の一月からで勘定すると55回です。ちょっと3月11日以降何回かは今調べさせます。

それから学校については、いわゆるこういう何回ってつく委員会では審議しなかったわけなんですけれども、どういう審議をしたかということがあったので、その審議の経過をホームページに載っています。

3月11日以降40回やっています。最近は基本的に週2回やっております。

Q：ということで、先ほど出た8時間200日というのも、その中のどこかでやっていると理解でよろしいでしょうか。

A：（原安委）8時間200日が適切かということではなくて、学校での被ばくについては、1から20 mSvの中に収めるようにするという提案を文科省の方が持ってきたわけでありまして、それについては1から20のバンドを使うということが適切だけでも、ちゃんとモニタリングをやって実際の線量を見て、しかもできるだけ線量が低くなるような措置を講じてくださいという条件を付けて返してます。そういうアドバイスをしています。

○司会

以上で、一応。

A：（保安院）いいですかちょっとあの、先ほどストレステストの会社数ですけれども、12でございます。いわゆる電力会社と電源開発、それから日本原子力発電、あと日本原子力研究開発機構、これはもんじゅですね、含めて全部で12機関ですか、なってます。いわゆる一般電気使用社が9社と電源開発株式会社と日本原子力発電株式会社とそれから独立共生法人日本原子力研究開発機構の12機関でございます

○司会

以上で質疑を終わりにさせていただきますがよろしいでしょうか。それでは、失礼しました、そちらの方。

○フリーランス 政野

Q：度々ですいません。フリーの政野です。東電の松本さんに質問です、先ほどの毎時10億Bqについてなんですけれども、これは法違反であるという認識があられると思いますけれども、その点確認をさせてください。木野さんがおっしゃってたのは検証可能な形で公開をして欲しいというようなことだ

と思うんですけれども、指針と指針にどういう条件をあてはめたのかということ客観的に検証できる形で出していただかないと、その10億Bqという値ですら正しいのかどうかという評価が客観的にはできないということだと思いますので、その点併せて教えてください。で先ほどの態度はですね、とてもその法違反を犯している方の物言いとは思えませんので、その辺いかなものかというふうに思いましたというそれはコメントです。その10億Bqもですね、汚染予測のような形で風向きとともに今後公開するということが必要ではないでしょうか。その点についてもお答えください。それともう一つすいません、これ確認なんですけど、250mSvを超えた方が3月中に何人いらっしゃったのかということをお教えいただけないでしょうか。東電社員と協力企業と、内訳もわかればお願いいたします。以上です。

A：(東電) はい、まず10億Bqに関しましてはいわゆる敷地境界でのこの10億Bq/hでの敷地境界での被ばく線量が1.7mSv/年でございますので、いわゆる炉規制法に定める基準からは逸脱しているという状況でございます。根拠に関しましてはですけども、引き続き準備をさせていただいて、過程の方をお示ししたいと思っております。で、繰り返しになりますが、基本的には風速が1メートル毎秒、それから大気安定度がD、放出点が地上口といったことと、以前公開しております 1.0×10 のマイナス五乗Bq/cm³というダスト濃度からまず10億Bqという状況が気象指針に従いますと計算できてまいります。そちらの値について示したいと思っております。それから予測でございますけれどもこちらまだ原子炉建屋の方からどれだけ出ているかというようなことについて現在評価をしておりますので、そちらの方での評価になります。なお予測といいますよりも、こちらは年間どれくらいの平均的な風向き等で敷地境界に線量としてなるかというような評価でございまして、どちらかというとき々刻々何かSPEEDIのようなもので評価をしていくようなものではございません。それから、250mSvを超えたものは東電社員が6名でございます。

Q：東電社員さんだけですか。

A：(東電) はい、そうです。

Q：念のための確認ですが、企業ではいらっしゃらないという把握ですね。

A：(東電) はい、そうです。内部外部の合計線量で250mSvの緊急時被ばくの

限度を超えたものは、東電社員が6名おります。

Q：のみ。

A：（東電）はい、そうです。

Q：はい、分かりました。

○司会

他にございますでしょうか。なければ、以上で質疑を終わりにさせていただきます。最後に東京電力から本日の作業状況について説明があります。

○東京電力

まず、原子炉の注水の状況でございますけども、本日17時現在、1号機は3.7m³/h、2号機は3.8、3号機9.1m³/hでございます。なお、2号機に関しましては、本日8時43分に3.4から3.8m³/hの流量調整を行っております。それから、格納容器の窒素の封入でございますけれども、17時現在、1号機は格納容器の圧力135.1キロパスカル、窒素の封入量は7万500立法メートルになります。2号機でございますけれども、格納容器内の圧力は134.0キロパスカル、窒素の総封入量は7,500立法メートルとなります。3号機でございますが、格納容器内の圧力は101.6キロパスカル、窒素の封入量は2,600立法メートルでございます。それから使用済燃料プールの冷却の状況でございますが、2号機は17時現在31.5度、3号機は30.2度という状況になります。続きまして、タービン建屋の溜まり水の移送でございますけれども、2号機は本日16時56分にプロセス主建屋の移送を再開いたしております。それから3号機ですけれども、16時53分に同じくプロセス主建屋の移送を再開いたしております。それから6号機のタービン建屋の溜まり水に関しましては、昨日から仮設タンクの方への移送を継続しております。本日18時までの移送でございます。それから、建屋の水位になります。集中廃棄物処理建屋のプロセス主建屋でございますが、16時現在6,207ミリでございます。午前7時と比べますと5ミリの低下です。それから雑固体廃棄物減容処理建屋ですけれども、4,378ミリでございます。午前7時と比べますと11ミリの上昇になります。トレンチの水位です。16時現在、1号機はダウンスケール中、2号機は3,584ミリ、3号機は3,760ミリで、それぞれ午前7時と比べますと、22ミリ、12ミリの上昇になります。タービン建屋の水位です。16時現在、1号機は4,920ミリ、変化はございません。2号機は3,594ミリ、3

号機は 3,635 ミリ、4号機 3,628 ミリで午前7時と比べますと、25 ミリ、9 ミリ、11 ミリの上昇でございます。それから1号機原子炉建屋の地下1階の水位ですけれども、16時現在 5,037 ミリで、午前7時現在と比べますと5ミリの上昇になります。なお、私、本日午前中の会見で、午前7時の水位 4,944 ミリというふうに申し上げましたけれども、正しくは 5,032 ミリでございます。したがって、午前7時と比べますと5ミリの上昇ということになります。お詫びして訂正させていただきます。それから、それぞれの作業の状況になります。4号機原子炉建屋の使用済燃料プールの底部の支持構造物の設置工事ですけれども、本日は8分の8段目のコンクリート打設の準備工事を行っております。それから、遠隔操作によりますがれきの撤去ですけれども、3、4号機のタービンビル海側の道路のがれきの撤去を行いまして、コンテナ3個分の回収を行っております。都合コンテナといたしましては422個のコンテナとなっております。それから、1号機原子炉建屋のカバー設置工事につきましては、引き続き物揚場のスロープ撤去ですとか、がれきの撤去を行っております。ティーホークによります2号機の原子炉建屋のダストサンプリングは、本日午前5時06分から6時02分にかけて、2号機原子炉建屋のブローアウトパネル上部のダストサンプリングを行っております。なお、明日は引き続きティーホークによりまして午前4時半から6時頃の予定で、3号機原子炉建屋の上部のダストサンプリングを実施する予定でございます。続きまして、3号機のタービン建屋屋根の雨水対策の工事でございますが、8時30分から15時30分にかけて、準備工事を含めて実施いたしております。穴があいておりましたベンチレータのところにデッキプレート据え付けが終わっております。据え付け作業そのものは、13時から15時30分の間でございました。被ばく線量に関しましては、当社の社員4名と、協力企業の方17名で作業いたしまして、屋上で作業した当社社員4名に関しましては、7.36mSv から 9.67mSv ということで、計画線量 10mSv を超えた者はありません。水処理装置の運転の状況でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、15時37分に水処理装置を起動いたしまして、15時51分に水処理の方を再開いたしております。本日はベッセルの交換はいたしておりません。それから、バッファタンクの補給でございますけれども、本日午後5時、17時に予定どおり開始いたしております。それから、過去の停電事例のご質問がございましたけれども、6月8日の14時20分に、仮設パワーセンターの停電がございました。こちらは、本設のメタクラからの誤信号ということでございます。それから最後になりますが、昨日21日に発生した体調不良者でございますけれども、マスクを外しておりましたけれども、本日、Jヴィレッジでホールボディを受検いたしまして、内部被ばくについては問題なし

ということを確認いたしております。東京電力からは以上でございます。

○司会

以上で本日の会見を終わりにいたします。なお、次回の合同会見は来週月曜 16 時半から予定しております。詳しくは改めてお伝えをいたします。本日はありがとうございました。